

公益社団法人北海道倶楽部報酬規程

名称変更による設立 平成26年1月6日

公益社団法人北海道倶楽部

公益社団法人北海道倶楽部報酬規程

(理事の報酬)

第1条 公益社団法人北海道倶楽部（以下、「倶楽部」という。）の定款第22条第7項により、倶楽部の理事は、事務局業務に関して使用人として受ける給与及び理事の業務にともなう交通費などの業務費用を除いて、理事の業務については無報酬とする。

(監事の報酬)

第2条 定款第23条第2項に定めるところにより倶楽部の監事に対する業務の報酬は前条に準じる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は会員総会の決議により行う。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。